

付録 1 : BSE 調査の採用手順

1339 本付録では、我々がいかにして目的とする完全性、公開性及び公平性に達したかを記載する。

完全性及び公開性

1340 1998年1月の予備聴取で、我々は関連証拠を有する全ての者に対し、本調査の書記官との接触を求めた。

1341 我々は聴取する証拠の理解を促すため、教育研修を受け、必要な背景知識を得た。我々は、微生物学、疫学及び毒性学などに関する一連の講義を受けた。さらに、以下に記す一連の訪問を続行した。政府各省は、「連絡ユニット」を設けて我々を援助した。上記ユニットが実施した業務は多いがその最初の業務は、我々が初期経緯の資料(IBD)として公表した一連の最初の背景資料を集結させることだった。

1342 連絡ユニットの援助により、本調査書記官はBSE及び変異型CJDに関与したことがあると思われる公務員を見出した。上記公務員は2グループに分けられた。まず、本調査にとって有益な問題に周縁的な関与しかしていないと思われる証人に対し、1985年から1996年3月20日までの間に、彼らが置かれた立場並びに、BSE及び変異型CJDに対し彼らがとった対応の内容について一般的な情報を提供してくれるよう要請した。それより中心的な役割を果たしたと思われる公務員に対しては、彼らが果たした役割、当時彼らが理解していた自身の責務、受け取った情報、彼らがとった行動及び決定、その理由について、十分な陳述を求めた。

1343 1998年1月に、経過における協議資料が回覧された。このことから我々が、BSE 勃発前の時期に関する証拠事実(家畜飼料製造及び関連するレンダリング加工に関する証拠を含む)を提供できる科学者及び、行政官、変異型CJD患者の家族、畜産業及びその他の商業関係者、消費者代表、以前の大臣及びその他の者から証拠を求めていたことがわかる。我々は人々に、本調査の証人となる人の氏名を示してくれるよう頼んだ。本調査の進行とともに、我々は多数の人々に補完的陳述を求め、事実を明確化し、さらなる問題を提示した。総じて、630名以上の人々から得た1,000以上の証人陳述を公表したことになる。

1344 この出来事でもより中心的な役を担った多くの人に対しては、口頭聴取が行われた。138日間に及ぶ口頭陳述を得られた。各聴取は公開され、我々は可能な限り非公式

な雰囲気を持続するよう努めた。我々は聴取の経過をラジオの生放送で報せることを認め、証人が証拠を挙げない場合、テレビカメラを認めた。

1345 口頭陳述予定者による証人陳述は、当該聴取前に公表された。我々は、上記陳述の内容に関する関係者からのコメントを求め、これらコメントは適宜、口頭聴取で証人に対し取り上げられた。

1346 我々は情報技術の利点を十分に活用し、上記聴取記録をインターネットで、通常なら証人による証拠提出後、数時間以内に入手できるようにした。さらに、全ての証人陳述、その予定、我々のウェブサイトに関する経緯情報に対し無料でアクセスできるようにした。このウェブサイトは非常に好評であった。16万以上の証人陳述及び86,000以上の記録にアクセスがあり、150万以上のページがリクエストされた。本調査は1998年4月、その「情報の自由」キャンペーンに対し、インターネットの革新的利用を認められ、「情報の自由賞」を獲得した。カナダ及びニュージーランドの科学者とビデオを用いて疫学的証拠について討議する場合の聴取など、近代技術は他の面でも利用された。

1347 それほど魅力的ではないが本質的な点として、本調査の経過の一部が資料の分析であったことが挙げられる。書記官はチームで政府各省を訪問し、一連のファイル検索を行った。最も情報が得られたのは、農水食料省及び保健省であった。その他情報が提供されたのは、ウェールズ、スコットランド及び北部アイルランドの保健及び農務省であった。上記チームは、およそ3,000のファイルを検討し、約75,000ページに及ぶ本調査に有益な資料を認めた。さらに、企業、通商団体、科学者及びその他の個人からも資料が提供された。その後、受理した資料を分析し、そこから生じた点に関しさらに資料を依頼した。

1348 我々の調査は通常と異なり、関連証拠文書を見出しその整理が完了する前に、口頭聴取を開始した。初期の段階で我々は関連資料を指摘してくれる証人に頼らざるを得なかった。我々は文書を検索する中で、関連調査手段が十分に用いられているか否か確認することができた。

1349 調査を通して同時に、作業に関すると思われる資料を一般が入手可能であるよう努めた。全資料が完全に揃えられた資料室を設け、報道機関及び一般で利用できるようにした。ここには、公表された全ての証人陳述及び口頭記録の他に下記が備えられた：

- 年代順に整理した(年鑑(Year Book) 又は YB、シリーズ)、多数の短い文書(封書及び覚書など)。これらは本調査期間中にかなりの量になり、約16,000からなる文書となった。
- 各章からなる書籍、報告など分厚い資料(資料 (Material) 又は M、シリーズ)

- 科学的話題を多く記載する科学雑誌からの記事(雑誌シリーズ)及び、
- 既述の連絡ユニットにより提供された「初期経緯の資料」(IBD シリーズ)からの抜粋

1350 科学的論題についての研修に加え、いくつかの訪問を行った。そのうちには、屠殺場 1 施設、レンダリング・プラント 1 施設、獣医診断センター及びウェールズの農場 2 施設の見学が含まれた。我々はウェブリッジに中央獣医研究所を訪ね、エジンバラに CJD サーベイランス・ユニット及び動物衛生研究所の神経病理学ユニットを訪ねた。さらに、北部アイルランドの家畜市場を訪問し、家畜追跡システムの運用を見学し、北部アイルランド農務省本部で動物衛生コンピューター追跡システムをみせてもらった。

1351 本調査の最初に我々は、用語、主な関係者、年代順に主要な出来事を記載した日程など多数の作業文書を発行した。さらに野心的な企てとして、1998 年 12 月、本調査では、BSE 及び変異型 CJD の経過状況に関する「事実に基づく報告書の草稿」(DFA)を公表しはじめた。DFA は我々のウェブサイト掲載され証人に送られた。これら草稿は全体像を明らかにする手助けとなり、関係者又は関心を抱く人々が草稿中の誤謬又は大きな見落としに気がつくことができるようになっていた。我々は、これらが発行する前に、その誤謬や見落としの存否を確認した。DFA は作業文書としてだけでなく、中立的な方法で関連証拠を記載する点に重きが置かれた。

1352 DFA の一部が初めて公表された後、本調査に関心を抱いた証人があった。かなりの修正が必要であり、元の草稿は所々不正確又は誤解を招きやすい点があることを彼らは懸念した。彼らの意見を検討した後、我々の期待に応じて証人が提示したコメント及び付加事項を考慮に入れ、DFA の多くの改訂版を作成した。証人その他の助けを得て作成された改訂版(RFA)はかなり改善され、一連の出来事の経過を明確化するのに非常に役立った。本調査の進行とともに、DFA がさらに発行された。コメントに対応し新たな関連証拠に注意を促すため、DFA 及び RFA 両者とも更新される場合もあった。

1353 DFA、RFA 及びその更新資料とも、本調査に興味を有する多くの人々に有用であると思われる。我々は経緯の全様相を DFA に含めることはできなかったが、作成の際には、関連情報を整理し検討したものとして集結させることができた。これら資料により、証人は記憶を呼び起こしコメントを加えたいと望む証拠事実を見出すことができた。

1354 1998 年 6 月、科学研究のための政府組織に関する我々の理解を表す文書を発表した。これに続き 1999 年、諮問委員会、特に SEAC の役割及び疫学に関する問題に対するコメントを求める討議文書が出された。口頭による証拠聴取が終わりに近づいたところで、希望する人は誰でもコメントを提供するよう広く求めた。

1355 本調査期間を通じて、我々の業務に関連する書状、Eメール及びファックスの数は11,700通を超えた。

公平性

1356 我々は、1998年1月に行った予備聴取で採用を提案した手順を示した。コメントを我々の提案する手順に従って受理することが重要であると考えたため、当月末に、本調査書記官が発行する協議文書中にこの手順をより詳細に記した。協議文書中のコメントを考慮し、我々の予定する手順に関する文書を発行した。

1357 本調査の後半の状況に関する手順説明は、本調査期間中に発行された。我々は、我々の手順に関する説明文書を柔軟性のない説明とは考えていない。我々は、その代表的事実及び変化する状況に照らして、我々の手順を変更する準備をしていたし、実際に変更を行った。上記文書は、我々の調査に参加し従事していく上の有用なガイドとしての意味のみ有した。我々が採用した手順の詳細についてもっと知りたい場合は、上記文書を参照可能である。

1358 最初の協議文書で提案したとおり、我々は第2段階からなる方法を採用した。最初の段階すなわち第1段階は、事実の確認に限定された。第2段階では、明確化を必要とする疑問、相容れない証拠の存在、個人に対し生じる可能性のある批判についての検討に移った。この説明は、第2段階では全く実質的な事実確認が存在しないのかという誤解を招くかもしれない。第2段階の手順に関する改訂文書では、第2段階においても我々は、調査内容について適切と思える事実のさらなる証拠を求めつづけることを明らかにした。

1359 第2節も第1節と同様、協議の対象となる。我々は協議文書の中で、書記官が批判の可能性のある個人に文書を送ることを説明している(この種の文書は、1966年にサーモン裁判官が議長を務める審判所委員会により勧告されたため、「サーモン文書」として知られる)。上記の文書を受理した者は、書面での応答を求められ、(それを望む場合)口頭聴取で残りの事項に応える権利を有した。

1360 証人により多くの懸念が表明された。特に、我々が証人に対し追求したいと望む、批判される可能性のある事柄又は証人のそれに対する応答の秘密性に関する懸念が示された。我々は、手順説明関連文書の中で、我々が批判可能性のある事項を通知する文書もそれに対する証人の応答文書も、関与する個人の秘密性を有する文書として扱われることはなかったと述べた。両者いずれの文書から得られる資料も、正当で適切な調査実施には公開が必要であるとみなされる場合には公開することができた。

1361 批判に晒される可能性のある人物は当然、批判される可能性のある事柄を否認する情報を得ることに関心をもっている。我々は、DFA、RFA 及びその更新資料を用いて、証人が関連証拠に関する情報を確実に知ることができるようにした。書記官は、DFA に照会されていないこの種の証拠(又はDFA に対するコメント)で批判される可能性のある個人に送るべき証拠の存否を検討し、上記証拠を当人に知らせた。我々は第2段階での手順説明の中で、もし資料が極秘で本調査に提供され、秘密性が保持されるのであれば、我々はその資料が裏付ける批判可能性は考慮しないことにした。もしその極秘情報により、可能性のある批判が生じるのを個人が妥当に否認することができる場合、我々はその資料を扱うどんな手順を採るべきか、その個人と討議することになる。

1362 全ての関連情報を公有化するため、批判可能性に関する文書の受理者が本調査の公表資料中の証拠以外に裏付けにしたいと望む全ての事実を述べた陳述を、公表を目的に、可能性のある批判に対する応答に添付するよう依頼した。関係者が全てこれに従ったわけではなかった。本調査書記官は、実質的な情報源に対し応答を求め、新しい証拠事実を認め、出された陳述を公表に向けて促す努力をしなければならなかった。本調査では、新しい証拠事実を公有化するため、時により、関与する証人の承認を得ないで、ある証人により提供される情報の陳述を公開する必要性があった。

1363 我々は第一に、本調査の「最終段階」で、本調査の参加者は関連状況を書面で提出するのに比較的短い時間しかとれないであろうことを予測した。第2段階の進行とともに我々は、特定分野に関する主な証拠が十全なものになった後は、批判される可能性のある個人に対し、もはや追及する必要のない事項を明らかにし、実際にありうる批判可能性事項に関するコメントの新たな提供に時間を用いるよう示唆する文書を送る方がより有益であると考えに到った。

1364 さらに1999年11月、本調査の大量な情報源を削減し、手順を変更する時期が来たという結論に達した。付加コメントが示す新たな証拠事実は、必ずしも新たな公表を必要とするものではないと思われた。付加コメントの手順説明で、我々は受理した付加コメントの公表を提案しなかったことを明らかにした。上記コメントが可能性の強い批判否認につながる事実に関する新しい証拠を含む場合があることを認め、その場合、問題となる批判可能性事項を通知された当人がその情報を確実に得られるようにする取り決めを提案した。このことは問題ないよう思われたが、付加コメントが提出されたとき、これに異を唱える者があった。サーモン文書受理の時代に採られたスタンスとは逆に、批判可能性に晒される多数が、その付加コメントの公表を望んだ。各々の場合に、我々は付加コメントが予定した手順からはずれるべきかどうか検討したが、そうすべきではないと判断した。